

## 台風時（暴風（特別）警報等発表時）における研修及び講座等の対応について

県立総合教育センター

台風接近時における対応は、以下のとおりとし、センターWeb ページでも対応については随時公開する。

なお、これは研修実施に関する本センターの対応であり、台風接近による特別休暇の付与とは異なるものであるので、講座中止時の動態については、受講者本人で所属長に指示を仰ぐこと。

### ① 台風が来る場合

ア 午前7時までに暴風警報が発表された場合は、バスが運行していても講座は中止する。又は午前7時までに暴風警報は発表されていないが、午前7時以降にバスの運行が停止される場合は、講座は中止する。

イ 講座中に暴風警報が発表された場合は、本センター所長が決定する。

### ② 台風が去る場合

ア 始発からバスの運行が再開されたときは、通常どおり講座を実施する。

イ 午前10時までにバスが運行されたときは、午後から講座を実施する。

ウ 午前10時以降からバスの運行が再開されたときは、講座は中止する。

### ③ その他

特別警報等が発表された場合も①、②に準ずるものとする。

※原則は上記のとおりとし、会場や講師の都合により変更も考えられるので、本センターWeb ページを確認すること。

### 【参考・補足】

- (1) 沖縄県教育庁（出先を含む県教育委員会事務局）職員の業務停止・再開は、沖縄県教育委員会HPで実際に扱うことはなく、現状として沖縄県HPに基づいて対応
- (2) 教育庁（出先を含む）職員の業務停止・再開の所管は、教育庁 総務課 総務班
- (3) 学校教職員の業務の停止・再開の所管は、教育庁 学校人事課 服務・選考試験班
- (4) 幼児児童生徒の臨時休業の取扱の所管は、教育庁 保健体育課 学校安全・給食班